

証明書の取得は 簡単・便利なコンビニ交付で

市民課 ☎(88)9134

市では、証明書の「コンビニ交付サービス」を行っています。マイナンバーカードを使って、全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなどで、簡単・便利に証明書が取得できます。

サービス内容

取得できる証明書の種類
▼住民票の写し(本人または同じ世帯の人のもの)
※住民票コードは印刷されません。

▼印鑑登録証明書(本人のもの)
▼戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・戸籍附票全部(一部)証明書(本籍が本市にある人のみ)
※本市以外に住民登録をしている人も事前に本籍地利用登録をすれば、利用可
▼市・県民税課税(非課税)証明書(本人のもの)
利用時間 午前6時30分〜午後11時(12月29日〜1月3日やメンテナンス時を除く)
利用できる店舗 証明書の受

け取りや本籍地利用登録の続きができる店舗は、左のとおりです。
マイナンバーカードの申請
通知カードに同封した申請書を郵送するなどして申請してください。
※通知カードに同封した返信用封筒のうち、有効期限が「平成29年10月4日まで」となっているものは、2019年5月31日まで切手を貼らずに使用できます。

コンビニ交付サービスが一時停止します

システムの切り替え作業のため、下記の間、サービスを停止します。
停止期間 平成30年12月29日(土)~1月14日(月)
※停止期間中は、市民課または市民サービスセンターにお越しください(年末年始、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分~午後5時15分)。

- 現在利用できる店舗(上記停止期間中は利用不可)
セブン・イレブン
ローソン
ファミリーマート
ミニストップ
※市役所1階のマルチコピー機でも、同じサービスが利用できます。
- 1月15日(火)から新たに利用できる店舗
Aコープ北東北
セイコーマート
コミュニティ・ストア
日本郵便(一部)
イオンリテール
ウェルシア薬局
マルトグループ



市役所1階のマルチコピー機

2019年度市消費生活モニター募集

活動内容
▼価格動向調査 野菜や豚肉など、消費生活に関連深い15品目について、市内店舗の価格動向の調査報告
▼啓発活動 消費生活に関連する啓発活動
▼会議・研修会 会議(年数回)、視察研修(年1回)、すががわ産業フェスティバルの運営・協力
対象者 市内在住の20歳以上の人の人
募集人数 20人
任期 4月1日~2020年3月31日(1年間)
報酬 年額1万2千円
応募方法 住所、氏名、電話番号、職業、生年月日、性別を記入の上、次のいずれかの方法でお申し込みください(電話申し込み可)。
▼郵送 〒962-8601 (住所記載不要)生活課宛
▼FAX (73)4160
▼メール seikatu@city.sukagawa.fukushima.jp
応募期限 2月15日(金)
生活課 ☎(88)9128

20歳になったら 国民年金に加入を

20歳から60歳までの人は、国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。安心して自立した老後を送るため、公的年金は大きな役割を担っています。

障がいが残ったときや遺族になったときも

老後のための老齢基礎年金のほか、障害基礎年金や遺族基礎年金もあります。障害基礎年金 病気や事故で障がいが残ったときに受け取

れます。

遺族基礎年金 加入者が死亡したとき、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れます。
※加入の届け出や保険料の納め忘れがあると、年金を受け取れないことがあります。

保険料の納付が困難なときには申請を

保険料の免除制度 本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下のときや失業したとき、

保険料の納付が免除されます。免除される額は、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類です。

保険料の納付猶予制度

▼学生納付特例制度 本人の所得が一定額以下のとき、在学中の保険料の納付が猶予されます。
▼納付猶予制度 50歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下のときに、保険料の納付が猶予されます。

追納制度が利用できます

保険料の免除や納付猶予は、10年以内であれば、後から保険料を納めて、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

未納のままだと...

障がいや死亡など不慮の事態が発生したとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。忘れずに手続きをしてください。

保険年金課 ☎(88)9137、郡山年金事務所 ☎024(932)3434



新成人の皆さん、国民年金の手続きを忘れずに！(昨年の市成人式から)

(公財)県文化振興財団助成事業 2019年度実施事業を募集

対象事業

- 成果発表事業 ●発表会などへの参加事業 ●特認事業 ●文化団体の活動事業 ●被災者文化活動支援事業 ●文化財の保護事業 ●文化振興による地域づくり事業 ●伝統文化の保存・継承・発展事業

事業を行う期間 4月1日~2020年3月31日

対象者 県内に住所を置き、活動の本拠を有する文化団体 など

助成額 助成対象経費の3分の1、2分の1、3分の2以内のいずれかの額(対象事業の区分による)

申込方法 2月28日(木)までに所定の申請書に記入の上、必要書類を添えて文化振興課に提出してください。詳しくは、文化振興課にお問い合わせください。



成果発表事業の活用例(平成30年5月20日・須賀川混声合唱団創立70周年記念ファミリーコンサート)

文化振興課 ☎(88)9172